

令和2年第6回 飯塚市議会会議録第6号

令和2年12月18日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第12日 12月18日（金曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第103号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第10号）
- (2) 議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第131号 飯塚地区消防組合規約の変更
- (4) 議案第133号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号））
- (5) 議案第134号 専決処分の承認（飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例）
- (6) 議案第135号 専決処分の承認（飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第105号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第113号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- (3) 議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第126号 契約の締結（筑穂保育所園舎建設工事）
- (5) 議案第137号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第104号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第106号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第112号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第122号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
- (9) 議案第127号 財産の譲渡（北勢田集会所建物）
- (10) 議案第128号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）
- (11) 議案第129号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

- (5) 議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- (10) 議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
- (11) 議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)
- (12) 議案第132号 市道路線の認定

第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第136号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること

第3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第12号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第13号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第14号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第15号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第16号 大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書の提出

第4 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第28号 専決処分の報告(家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第29号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))

第5 署名議員の指名

第6 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(上野伸五)

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第103号」から「議案第135号」までの33件及び「議案第137号」、以上34件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

総務委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第103号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第10号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、企画費、ふるさと応援寄附事業費の事務代行手数料はどのようなものかということについては、ふるさと納税事務を代行している事業者及び申し込みを受け付けるインターネットのポータルサイト事業者へ支払う手数料であるという答弁であります。

次に、ふるさと納税事務を代行している事業者とはどのように契約をしているのかということについては、プロポーザル方式による業者選考を実施し、令和2年6月1日から令和3年3月31日の期間で契約しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例」及び「議案第131号 飯塚地区消防組合同規約の変更」、以上2件については、執行部から、議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第133号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 専決処分の承認（飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例）」及び「議案第135号 専決処分の承認（飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国の人事院勧告には従わなければならないのかということについては、従う必要はないが、人事委員会等を持たない地方自治体においては、国家公務員の給与との均衡の原則に基づき、国の人事院勧告を参考に、国の給与法の改正のタイミングに合わせて改正を行っているという答弁であります。

次に、議案第135号による影響額はどの程度になるのかということについては、期末手当の0.05月分が減額となり、減額総額は1516万4676円であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案2件については、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

委員長にお尋ねいたします。「議案第134号」についてですけれど、これの質疑において、報酬審議会等の意見を聞くべきだなどの議論はありましたか。

○議長（上野伸五）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

そういった議論はあっておりません。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

「議案第135号」についてですけれど、新型コロナウイルス感染症と関連して、地域経済活性化のため、ただ減額をしないで、この減額分を商品券等で支給すべきだというような提案等の議論が行われましたか。

○議長（上野伸五）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

そういった議論はあっておりません。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第103号」、「議案第134号」及び「議案第135号」に反対し、討論を行います。

まず、一般会計補正予算についてであります。もともと当初予算には新型コロナ感染症対策は

1円もなく、予算議会における日本共産党の組み替え提案も受け入れないままでした。5月臨時会、6月定例会、7月臨時会、9月定例会と、市長は増額補正を行いました。我が党は、市長の対策の不十分さを指摘するとともに、市民の命と暮らしを守るための提案を、財源を示して行ってまいりました。季節性インフルエンザの流行が危惧される中で、まさに第3波が押し寄せた中で迎えた12月定例会であるにも関わらず、命と暮らしを守る本格的な対策はないままであります。新生児給付金はようやく追加議案で提出する状況であります。

新型コロナウイルス感染症対策のために、片峯市長はどういう仕事をしてきたのでしょうか。それは財政出動の状況を見ると浮き彫りになってまいります。120億円と過去最高水準にある財政調整基金や減債基金は、いざというときのために大切に使わなければならないのは当然です。新型コロナ危機との闘いの時代に入った今こそ、そのいざというときであります。国、県、市の対策が行われてきましたが、極めて不十分であることは御承知のとおりであります。今回12月補正を含めると、市の新型コロナ対策の財源としては国の臨時交付金約20億円のほか、市の一般財源約10億円の財政出動になるとの説明がありました。この10億円の中には学校で使うタブレットの購入費約6億円があるわけです。市長はこれで本当に市民の命と暮らし、地元業者を守るために十分な対策ができているのでしょうか。市長は当初予算に新型コロナ対策予算が1円もなかったことを反省したということのようですが、その反省が生かされているとは言えないのであります。

新型コロナ第3波の局面を迎えて、本来、医療と暮らし、事業を守る緊急の取り組みが求められています。医療機関への減収補填、大規模なPCR検査、資金繰り、雇用維持、事業継続への支援、年末年始の生活困窮への相談・対応体制、GoTo事業から観光・飲食業への直接支援への転換などが求められています。また、新型コロナウイルス感染症対策として、直ちに決断すべき課題が多くあります。我が党がことし3月定例会以降の議会で提案もし、市長に要望書も提出した施策の真剣な検討を求めるものであります。協働環境委員会では特に、資格証明書や短期保険証しか持たない世帯に対し、来年7月31日まで有効な国民健康保険証を直ちに郵送することを、緊急課題中の緊急課題として求めるものであります。新型コロナ対策を進めるために、市役所の感染防止策を万全にするとともに、その体制を充実し、市職員の心身のケアの充実を図る課題も急がれます。期末手当の削減など論外と言わなければなりません。

以上、見てきたとおり、今回、一般会計補正予算には、新型コロナ対策のしっかりした展開と財政出動がないばかりか、早々に対策を打ち切るものがある一方で、当初予算で私が指摘した無駄遣いに関わるものがあり、同意できないのであります。

次に、市職員の期末手当を0.05月減額する議案は、市長が提出したものです。率にすれば3.85%です。もともと期末手当は生活補給金の性質を持つとの説明が議案質疑に対する答弁でありました。後払い賃金の性質があるとの見解もあります。それをさかのぼって削ることになる議案を市長が提出し、市議会議員が賛成して決めてしまうやり方は認められません。

最後に、市長が10%、副市長、教育長及び企業管理者が5%の期末手当を減額することについては、どう考えればよいでしょうか。議員に配付された議案概要には、「本市職員の給与の改定状況に鑑み」と書いていますが、生活補給金を削り取られる市職員に我慢を押しつけかねない意味を持つものと考えられるため、同意できません。以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第10号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第118号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第131号 飯塚地区消防組規約の変更」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第133号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「議案第134号 専決処分の承認（飯塚市特別職の職員等の期末手当の支給の特例に関する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第135号 専決処分の承認（飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第105号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第113号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第137号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」については、執行部から、補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、ひとり親世帯臨時特別給付金は、いつまでに支給するのかということについては、本給付金は追加支援事業であり、受給対象者のうち前回支給を受けた方は、12月末までに支給し、それ以外の受給対象者は、随時申請を受けて、支給することとしているという答弁であります。

次に、転入出者に対しては、どのように支給するのかということについては、国からの通知により、転入出者については、前回給付金を支給した自治体を実施することとなっているという答弁であります。

次に、新生児特別給付金は、対象者に申請書を送付し、支給の手続を行うとのことだが、提出期限はあるのかということについては、本年度末までに生まれた新生児が対象のため、出生届が4月以降になる可能性があることから提出期限を令和3年5月31日までにしているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正で、直営または指定管理の選択ができるということだが、庄内保健福祉総合センターハーモニーと庄内交流センターの複合化後の管理運営は

どのように考えているのかということについては、関係課と十分に協議し、適切な管理運営方法を決定していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第126号 契約の締結（筑穂保育所園舎建設工事）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第105号」に反対の立場から、「議案第137号」については、賛成の立場から討論を行います。

まず、介護保険特別会計補正予算（第2号）については、新型コロナ危機の時代にあっても、高過ぎる介護保険料、払えなくなって滞納した場合のペナルティー、さらに介護認定の軽度化の傾向の反映があり、認めることができません。

一般会計補正予算（第11号）については、全額国庫負担のひとり親世帯臨時特別給付金事業として、8月3日、1692世帯、年金43世帯、急変86世帯、合わせて1821世帯に交付されたものを、今回再支給するもので、25日に支給とのことであります。一般財源9500万円による新生児特別給付金の実施は、さかのぼっての支給をするもので、国の制度で対象にされなかったが、新型コロナ危機の時代に生を受けた新生児に、飯塚市民が独自財源で応援する財政出動であり、歓迎するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第113号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第125号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」、「議案第126号 契約の締結（筑穂保育所園舎建設工事）」及び「議案第137号 令和2年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案11件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第104号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入に前年度繰越金1億3千949万4千円が計上されてい

るが、国民健康保険税が高過ぎることにより繰越金が生じたのではないのかということについては、令和元年度は繰越金が4億円程度あったが、単年度決算額では赤字となり繰越金を取り崩している状況であるという答弁であります。

次に、歳出の療養給付費が減額となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制が要因なのか。また、市民の健康状態への影響を把握しているかということについては、緊急事態宣言等により4月、5月に特に大きな影響が見られ、受診抑制があったものと考えているが、市民の健康状態への影響は把握できていないという答弁であります。

次に、歳出の出産育児一時金が減額となっているが、今年度の出生数が減少しているということなのかということについては、今年度は、過去4年間の上半期の支給実績と比較すると減少していることから、出生数についても減少傾向にあると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、高額な国民健康保険税が受診抑制につながっており、また税滞納者に対し正規保険証を取り上げる対応を行っているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、後期高齢者医療保険料について、どのような改定が行われたのかということについては、福岡県後期高齢者医療広域連合において、向こう2年間の収支見込み、財政見直しをもとに今年度の税率の見直しが検討され、当初予算計上時から均等割が935円、所得割が0.06%減額となったものであるという答弁であります。

次に、市は広域連合に対し短期保険証の発行ではなく、正規保険証の発行を要求できないのかということについては、保険証の発行は広域連合が決定しているため、本市で対応することはできないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、75歳以上の高齢者を一方的に差別的医療制度に組み込んでいること、また保険料が高額であり、滞納者に対し短期保険証の発行が行われているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、税制改正により国民健康保険税の軽減措置に影響を及ぼさないための条例改正とのことであるが、現在、軽減措置を受けている加入者全てをカバーできるのか、また新たに不利になるケースはないのかということについては、条例改正により影響を及ぼすケースは全くないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、条例改正により財政面に及ぼす影響はどの程度あるのかということについては、所得制限の範囲が広がるため調査を行ったところ、支給該当から外れる方はいなかったため、影響はないものと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、影響がないのであれば、所得制限は当事者が有利になるような改善を検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第127号 財産の譲渡（北勢田集会所建物）」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新しい鯉田交流センターは水害対策について、どのような考慮がなされたのかということについては、ハザードマップでは3メートルから5メートル未満の浸水想定地域であること、現在の鯉田交流センターはこれまで水害による被害がないことを考慮し、歩道より約1メートルかさ上げして建設しており、仮にそれ以上の浸水があった場合でも、高台に避難できる動線を確保できているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、平成27年度に不適切な事務処理が見受けられ、指定管理評価委員会による評価がE判定となっていたが、今回、指定管理を行わせることが妥当だと考えているのか、また、これまでの飯塚市スポーツ協会を含めた3者による団体での指定管理ではなく、スポーツ協会のみの指定管理となったことにより体制に変更はあるのかということについては、指定管理評価が年々改善されていること、また任意の団体であった体育協会が昨年度、水泳協会が今年度、一般社団法人格を取得し、責任ある組織となったことから、指定は妥当であると考えている。また、今後の体制については、全体のマネジメントはスポーツ協会が行うが、プールの管理については水泳協会が担当することになり、実際の運営体制に変更はないという答弁であります。

次に、非公募でスポーツ協会を選定した理由は何かということについては、同法人が市内各種競技団体や地域団体により構成されていること、また、本市のスポーツの振興に寄与することを目的として設立された団体であり、これまでも多くの事業を連携して実施してきたことなどを考慮した結果、本団体を選定したという答弁であります。

この答弁を受け、地域の団体等を育成することは大切であるが、地域に同様の事業ができる団体もあり、既得権益になりかねないため、今回は非公募で選定することについては検討すべきであるという意見が出されました。

次に、スポーツ協会の定款の中にはスポーツ施設の管理や収入についての記載がないが、指定管理者として選定することに問題はないのかということについては、指定管理者となる団体の定款にそのような記載がなくても問題はないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から本施設は指定管理を行う必要がなく、直営で運営すれば住民の求めるサービス水準で安全に管理を行うことができるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の提案書において、新規の業務提案がなされたのかということについては、新型コロナウイルス感染症対策として、衛生面の強化が一部追加されているという答弁であります。

次に、指定管理者とする団体は、これまで10年にわたり本施設を管理してきたが、市としてはどのような評価をしているのかということについては、指定管理の目的である、民間の能力の活用により、住民サービスの向上と経費の削減を図ることについて非常に有意義な団体であると評価しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から本施設における事業の公共性を考えると、民間事業者に管理を任せるとは適当ではないと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第104号」、「議案第106号」、「議案第128号」及び「議案第129号」に反対し、討論を行います。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は住民の要求を受けて平均2万円を引き下げ、その水準を維持しているとはいえ、前年度繰越金1億3949万円があるなど、受診抑制につながる保険証の取り上げ、その背景にある長年の高過ぎる国民健康保険税が反映しており、認めることができません。新型コロナ第3波を迎えた今、資格証明書や短期保険証しか持たない世帯に対し、来年7月31日まで有効な国民健康保険証を直ちに郵送することを、緊急課題中の緊急課題として市長に重ねて求めるものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、そもそもこの制度が75歳以上の高齢者を囲い込む差別的医療制度であるとともに、高齢者に負担の大きな保険料を押しつけて、短期保険証を送りつけてくるやり方が反映しており、認めることができません。新型コロナ危機との闘いにある今、市長は広域連合に対し、短期保険証ではなく、満期証の交付を求めるべきであります。

健康の森公園体育施設について、指定管理者を非公募により随意契約で一般社団法人飯塚市スポーツ協会とし、1年で6844万3千円、5年間では3億4221万5千円で指定管理を任せます。非公募を繰り返すなら、5年後も10年後もさらにその後も随意契約ということになりかねません。この施設は市が直接責任を持つべきであり、指定管理に合理的な理由があるとは考えられません。体育スポーツ振興の支援は丁寧に検討をするべきであります。

リサイクルプラザ工房等について、指定管理者をトキワビル商会とするものです。ここでは、内閣府公害等調整委員会の裁定があった事業を行うことも含めて、公共性の高い事業が行われています。かつては利潤の追求をしない環境分野で頑張る非営利法人が受け持ったこともあります。環境対策に取り組む市民の運動を本市が大きく支援しながら、この工房を生かす取り組みを重視するべきときです。

以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第106号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員

長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第112号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第120号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、「議案第121号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第122号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第123号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第124号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第127号 財産の譲渡(北勢田集会所建物)」、以上7件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案7件は、いずれも原案可決されました。

「議案第128号 指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第129号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

経済建設委員長の報告を求めます。 4番 奥山亮一議員。

○4番(奥山亮一)

経済建設委員会に付託を受けました議案12件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書並びに議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」、以上8件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案8件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、サンビレッジ茜の指定管理は、平成18年度から期間を5年間として実施しているが、公募しても「一般財団法人サンビレッジ茜」1団体のみ応募が続いており、これまでの運営上、特に瑕疵がないのであれば、従業員の生活の安定や定住政策の推進という視点からも、指定管理の期間をもっと長期間としてよいのではないかということについては、今回の議案における指定管理期間中に、次回の期間について考えたいという答弁であります。

次に、評価点が720点満点中412点となっているが、この点数についてどのように考えているのかということについては、合格ラインである50%には達しており、これまでの実績を考慮すると、十分に施設の管理運営を任せることのできる指定管理者であると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第108号」、「議案第110号」、「議案第114号」、「議案第117号」及び「議案第130号」に反対し、討論を行います。

2020年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）、オートレース事業は、一方でスポーツや観光としての愛好者があるにも関わらず、公営ギャンブルを民間事業に委ね続けて矛盾を深め、今後の展望がないままであります。公営と言いながら、包括的民間委託を日本トーターが行って6年になります。これをさらに続けるという内容のものがあり、同意できません。

2020年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）については、卸売市場移転建てかえは構想の過程で水産部廃止が決まるなど、想定外の事態が続く中、決定した移転場所は、地元業者が利用するには立地が適当ではないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の利用が心配されており、構想から抜本的に見直すべきであります。しかも、事業費が当初見込みを大幅に超えて膨れ上がっています。

2020年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）は、長期にわたる民間への浄水施設管理運転についての民間一括委託によって、市内部に水道事業にたけた能力のある職員が少なくなり、このままでは水道民営化を検討しないといたしながらも、それが守れない。そういう事態にもなりかねません。2019年度決算についての監査委員の意見についても、ここで指摘をしておきたいと思えます。民間への一括委託をやめて、水道局にしっかりした能力を蓄積していくことが求められています。

また、2020年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）については、市立病院はもともと国が責任を負うべき筑豊労災病院を廃止して、飯塚市が引き受け、それを指定管理者として地域医療振興協会に任せるという姿でスタートしたものです。昨年9月、厚生労働省が打ち出した全国の公立病院の再編方針において、本市にある飯塚市立病院、済生会飯塚嘉穂病院、総合せき損センター、嘉麻市にある嘉麻赤十字病院、この4病院が挙げられました。その後、新型コロナ危機を迎え、感染症対策も急がれる中、飯塚市立病院を大事に守りながら4病院を支えていく形で地域医療を守り、充実する仕事が非常に重要になっている段階です。いつまでも本市の指定管理でよいのか。飯塚市が国の力を引き出して、国の責任で運営させていくという方向へ流れを切りかえさせる課題も出ていると考えます。

サンビレッジ茜については、県民、市民、地元住民に親しまれるものへさらに前進させるため、県とも検討を始めるべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第108号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第109号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第110号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第111号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第114号 令和2年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第115号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第116号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第117号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第119号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第132号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第136号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第136号」の農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。令和2年4月24日逝去に伴い、農業委員会の委員につきまして、浅田正次氏を新たに任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第136号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第12号」から「議員提出議案第14号」までの3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

「議員提出議案第12号」、「議員提出議案第13号」及び「議員提出議案第14号」、以上3件について、提案理由の説明をいたします。

本件3件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣宛てに、「犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）」は、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長宛てに、「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第12号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書の提出」、「議員提出議案第13号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第14号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出」、以上3件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第15号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

「議員提出議案第15号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、既に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、経済産業大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。賛同をよろしくお願いします。

○議長 (上野伸五)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

24番 平山 悟議員。

○24番 (平山 悟)

私は消費税率5%以下への引き下げを求める意見書に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨年10月の消費税増税は安定的な経済成長と少子高齢化という2つの我が国の現状を背景に行ったものでありますが、今の経済は安定しているどころか、非常に危機的な状況に陥っています。新型コロナウイルスの影響はくしくも消費税増税に大きく影響を及ぼすであろう小売業や飲食店を直撃しており、このままでは社会保障を支えるどころか、倒産や失業で社会保障費が大きく増大することは必然ではないでしょうか。歴史的に商業のまちとして栄え、商都飯塚と言われた飯塚市、そして飯塚市議会が率先して消費税率の引き下げに賛同していただくことを願い、私の賛成討論といたします。

○議長 (上野伸五)

ほかに討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

消費税率引き上げは、安倍政権下での2014年4月の5%から8%、2019年10月の8%から10%に行われました。合計13兆円もの大增税であります。ことし7月、政府が公式に認めたように、景気拡大局面は2018年10月に終了していました。景気が下り坂に入った時期にその事実を隠して、翌年2019年10月、10%への増税が強行され、経済を急激に冷え込ませたのであります。消費税の10%増税後、少子不況が顕在化し、国内総生産GDPは昨

年10月から12月期に大きく落ち込みました。それ以降、GDPはことし4-6月期まで3四半期連続でマイナスであります。4-6月期は前期に比べて年率で28.1%も落ち込みました。リーマンショック直後の2009年1-3月期の17.8%減を上回る戦後最悪の下落幅になったのは、消費税増税で弱体化していた経済に、先ほどもありましたけれども、ここに新型コロナ危機が追い打ちをかけたためであります。経済は休業者や失業者がふえ、企業の倒産や廃業も相次ぐなど、いよいよ深刻であります。個人消費はGDPの6割近くを占める経済の主役であります。消費を回復することなしに経済成長の回復ありません。命を守り、暮らしと経済を支えるには、さまざまなコロナ対策と並行した消費税率引き下げが不可欠であります。その財源確保はこれまで特別扱いを受けていた大企業や富裕層に応分の負担を求める税制改革を進めることで実現できます。消費税率5%以下への減税という思い切った家計応援の希望あるメッセージを、今国が発することが何よりも必要です。新しい菅義偉政権がこの点について動かない状況が続いている中で、国が動かないのであれば、地方議会が意見書をもって要求し、世論を起す役割を果たしていきたいと考えるわけです。ぜひ、賛同をお願いしたいと思います。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第15号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「議員提出議案第16号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

「議員提出議案第16号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書（案）」は、福岡県知事宛てに、提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

1番ですけど、「開発業者において許可基準を上回った最大限の対策措置が講じられるとともに」という文言がありますが、これは現在の許可基準においての解釈ですか。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今は開発におきまして、規模の大きさによって、届け出だけでも開発ができるような状況です。地域住民の方は、住環境がやはり今後どうなるんだろうという不安をお持ちだと思いますので、そのような地域住民の皆さんの不安を払拭できるような対策を講ずるべきだと、そのように考えたからです。

○議長（上野伸五）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

許可基準が現在ない部分に対しての許可基準をつくってほしいというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

はい、そうです。

○議長（上野伸五）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

次に2番ですけど、「開発地域の周辺住民との合意形成手続きの設定、長期間、安全かつ安定した発電事業を継続できる適切な維持管理及び——」と続きますが、事業を継続するに至っては適切な維持管理などを継続することは当然だと思うんですけど、この「長期間」という文言を入れたのはどういう理由でしょうか。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

例えば、当初、A事業者、それからB事業者、C事業者ということで、事業が譲渡されたりする場合があります。その場合に、当然いろんな内容等も継続されるんだと考えていますけれども、不明確な部分もあるのではないかと思います。やはりそういう状況のもと、住民の皆さんが不安に思われることもあると思いますので、そういった場合に「長期間」適切な維持管理ができるようなということで「長期間」という言葉を入れさせていただきました。

○議長（上野伸五）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私は「大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書」に関して、賛成の立場で討論いたします。

2011年の東日本大震災以降、日本のエネルギーは原子力発電ではなく、自然エネルギーを利用した発電に転換されてきております。その考え方には賛成いたしますが、一方で、気候変動が大きな問題となっている今、自然災害は誰にとっても大きな脅威となっております。災害が発生したときだけではなく、工事中、振動、騒音、粉じんなど、また、工事終了後の環境が大きく変わることの不安など、地域住民への負担は大変大きいと考えられます。改正FIT法が、地域住民との関係構築は努力義務でしかないことで、住民は大変悔しい思いを持たれております。また、県の指導監督にしても、根拠となる法整備ができてないことで、その不十分さを感じておられます。何より、周辺住民の意思がしっかりと反映でき、住民の命と暮らしを守れる県の指導監督、また、国の早急な法令整備を心より望みます。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回の意見書案の内容についてよく検討しました。送付先を県知事だけとすることについて、その内容との関係で整合性がとれないなど。飯塚市議会が地方自治法に基づいて、正式に県知事に出す意見書ですから、筋の通ったものでなければならぬと、まず考えたわけです。この文案

を見てみると、まず第1段落で全国の状況が述べられています。これはそのとおりだと思います。次の段落では、本市における大規模太陽光発電開発の問題、それをめぐる問題について指摘があります。これは当然ながらと言っていいと思うんですけども、白旗山メガソーラー乱開発を想起させるわけですね。県知事は間違いなくこのことを最初に思い浮かべていくと思います。

次の段落は、「大規模以外の」というふうにあります。これは、もう本当に無数とは言いませんけれども、あるわけですから、どこというふうに思い浮かべるのは、知事としては難しいかもしれないけれども、私は、直近の問題でいえば、明星寺の南谷で展開されようとしている事業のことがあると思います。

次の段落では、2つの要望項目を提出しますということになっているわけですね。そして、2つ項目があるんですけど、第1項目に皆さんも気がつかれると思います。県知事に要望するのに、「太陽光発電設備を許可する場合は」と書いているわけですね。これは主語がないので、当然ながら福岡県知事がというふうに読んでしまうことに、日本語としてはなるわけですね。権限がないのに、あなたが――、太陽光発電設備でしょう。「許可する場合は」と言われて、県知事がその意見書を誠実に受け取ることができるでしょうか。ここには行政上の筋の通らないという指摘を受けても仕方がないものがあると思うわけです。

2項目めは、「太陽光発電設備の開発に際しては」とあります。この太陽光発電の発電設備の開発ということ言えば、基本的には国、近くは九州経済産業局長及び業者、九州電力もかかわってくるでしょう。しかし、指導監督という点、法令を整備するという点で言えば、国の仕事ですから、飯塚市議会としては、その内容について言えば、直接、国、つまり衆議院議長及び参議院議長、行政府で言えば内閣総理大臣、経済産業大臣、その他の主務大臣に意見を直接述べるのが第1の筋ではないでしょうか。にも関わらず、福岡県知事だけに飯塚市議会は直接の責任があるところに意見を述べずに、福岡県知事に意見を述べてくださいというたてつけになっています。確かに福岡県市長会あるいは全国市長会などで、行政サイドで意見を募って、要望を募って提出することもあるでしょうし、議会サイドでは、県の議長会もあれば、全国の議長会もあります。そういったところに意見を集約して、より広範な意見をまとめたものを、要望をまとめたものを国に提出することもあります。しかし今回の場合は、1項、2項について、地方自治法に基づく意見書の提出としては筋道が通らない。そういうものに文言がなっています。その上で申し上げますと、大事な言葉が削られています。それは、住民同意のない開発は中止を求めるというスタンスです。2016年12月に、地元の住民の皆さんから請願が出されました。日本共産党は私川上と当時議員であった宮嶋つや子さんが紹介議員となりました。これは、委員会に付託されて審査が行われ、後に修正があって、賛成多数で可決されるということになっていったわけですが、2017年3月24日に決議が行われ、そして、数日後には開発業者の社長2人と福岡県知事に送付されているわけです。そのときに何が修正されたか。私は非常に重要な、当時紹介議員だったわけですから、指摘を飯塚市議会からいただいたと思っています。それは、「住民同意のない開発は」この言葉を飯塚市議会の意思として入れるべきではないかということだったと思います。もちろん賛成しました。そのように、議会が大事にしてきた住民同意のない開発は中止というスタンス、立場。実はこの立場は、行政、市長のサイドでも一貫しているんです。片峯市長もおられますけど、前市長の時代から、この住民同意のない開発はやめてもらいたいと。当時の齊藤市長が議会で発言し、住民の前でも、そういう言葉を、態度を示してこられたわけです。片峯市長もその立場、単に継承しただけではなくて、死ぬ気で頑張ってくださいと言われて、それぐらいの決意で頑張りますという、そういう態度表明も就任早々されたわけです。ですから、飯塚市としては、議会も行政も市長もこの住民同意のない開発は中止だというスタンスを一貫して内外に明らかにしてきたわけです。その中で特に福岡県知事には片峯市長の時代になっても、県知事に文書を出しました。この中にも、「住民同意のない開発は中止を」という立場が貫かれてきました。ですから、福岡県知事は地元の住民の皆さんはもちろんけど、飯塚市議会も市長

も「住民同意のない開発は中止を求める」、このスタンスで一貫しているということがわかっているはずですが、ですから、県知事は白旗山をめぐるノーバル・ソーラーが文化財調査、地形調査、ごみの残量の調査などを口実に、調整池もつくらないまま、梅雨の真っ最中に森林を大規模に伐採していたのを百も承知なのに、「これは許可条件違反、したがって森林法違反である」と頑として認めない。飯塚市が職員を送ってこの現実を見よと言って、職員が「これは許可条件違反である。森林法違反である。」と業者を呼んで指導して、その記録をとっていても、福岡県は農山漁村振興課が直接担当ですけれども、この許可条件違反を頑として認めなかったでしょう。それを市議会の中でも追及し、そしてこれが県議会で追及されるに及んで、初めて「許可条件違反です」と認めて、しかも、国の通知により、法令違反があった場合は九州産業局長に通知を求めると依頼があった。この通知に沿った仕事を3カ月も遅延させたということで、県知事が謝罪して、という経過があります。しかるに、現在白旗山はA調整池とB調整池がありますが、この2つとも調整池がつけられている中で――。

○議長（上野伸五）

川上直喜議員、討論の途中で申し訳ありませんが、議案に対する討論から少し外れているように思いますので、議案に対する討論に立ち戻っていただいてよろしいでしょうか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

はい。要するに、兼本議員が提案している文書の第2項目の内容は、こうしたものが福岡県知事があると受けとめる状況だということです。A調整池もB調整池もない中で、文化財調査を口実に、ノーバルと全く同じようなやり方で大規模に森林を伐採し、造成し、そして今なお、A調整池は完成していないのにパネルをどんどん張っていくという、住民が心配したような危険性が、確かに兼本議員が言うとおりに広がっているわけです。こうした中で、地元住民の皆さんからは、9月29日付で市役所に要望書が出されました。この中にも、住民同意のない開発中止を求めるという立場から、業者には、まず工事をとめろ、説明せよ、話し合え、保障しろというスタンスがあるわけです。また、福岡県にも業者に説明させるだけではなくて、あなた自身が説明しなさいという要求があり、これは現在調整中なんですね。また、同時に翻って本市に対しても、地元の皆さんは――

○議長（上野伸五）

川上議員、再度申し上げます。議案に対する討論に絞っていただきますようお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市に対しても説明を求めているわけです。そして、この間の関係者の努力の中で明日19日、19時から二瀬交流センターで、業者による住民説明会が行われるようになっているわけです。住民が自分たちの基本要件がどうなるのか、業者に説明も聞く。県にも聞く。そういう大事な局面のときに、もし飯塚市議会が住民同意のない開発は中止するというみずからが決議した内容を放り投げて、筋の通らない、先ほど言ったような意味で、意見書を採択してしまったらどういことになるのでしょうか。明日、住民説明会の場で業者が言うでしょう。「飯塚市議会は賛成多数で住民同意のない開発は中止を」という文言を削っているのではないかと。住民はどういう気持ちで業者に立ち向かえますか。こういう行政の筋と意見書の筋道が立たない――。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますけれども、討論の内容が議題外にわたっておりますので、会議規則第51条第2項の規定により、注意いたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

意見書の筋道が立たないということを、今申し上げているわけです。そして、大事な「住民同

意のない開発は中止せよ」というこれまでの基本スタンスが削られてしまう、そういうような決議を私は到底可決されるということはないと思います。兼本議員、この際、撤回するというふうにできませんか。時期をね、間違っているのではないですか。

以上を述べて、討論を終わります。

(発言する者あり)

大反対です。

○議長(上野伸五)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第16号 大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第28号 専決処分の報告(家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。税務課長。

○税務課長(森山仁志)

「報告第28号」の専決処分について報告いたします。この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、家屋損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

議案書の67ページをお願いいたします。本件事故の概要は、令和2年10月25日、日曜日、午前10時ごろ、税務課職員が固定資産税の家屋評価業務のため、相手方自宅を訪問し、内壁に張ってあるタイルを金属製のメジャーを使い計測した際に、タイルの一部が剥がれたため、損害賠償をするものです。

本件の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は6万6千円で、令和2年11月18日に示談が成立しております。

今後このようなことが起こらないよう、当該業務を行う職員に対し、細心の注意を払うよう、改めて指導しております。

以上、簡単でございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長(上野伸五)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第29号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長(樋口嘉文)

「報告第29号」につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の69ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております明星寺住宅居住の1名について、長期間住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼び出しにも応じないため、滞納市営住宅使用料の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったものであります。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申し立て時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟

の手續に移行したものであります。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。12番 江口 徹議員、19番 田中博文議員。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしました。最後に、議員の皆様、行政職員の皆様、コロナ禍での年末年始どうぞご自愛をいただきますように、そして、来る2021年が全ての市民の皆様にとってすばらしい一年となりますことを心よりご祈念を申し上げます。令和2年第6回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時40分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

都市建設部次長 中村洋一

副市長 梶原善充

企業局次長 本井淳志

教育長 武井政一

税務課長 森山仁志

企業管理者 石田慎二

住宅課長 樋口嘉文

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二